



市民の願い実現へまた一歩 分譲マンション耐震改修助成制度新設 子どもの医療費助成制度の所得制限撤廃(0~12歳)

日本共産党
茨木

市政報告

第495号
(発行)
日本共産党
茨木市議員団
茨木市駅前3-2-5
両泉ビル2F

ご意見・ご要望は
電話&FAX
(621)8534



今年度、予算化された主なもの

- ・小学校(16校)の特別教室にエアコン設置のための設計
- ・全中学校の特別教室にエアコン設置
- ・子ども医療費助成の全年齢所得制限撤廃
- ・産前産後ホームヘルパー派遣事業の拡充
- ・妊婦検診公費助成額の拡充(12万円)
- ・特定不妊治療の助成(府制度を独自拡充)
- ・0歳児のB型肝炎予防接種の定期接種化
- ・待機児童解消のため私立保育所等建替5カ所の補助
- ・通学路見守り用カメラの設置
- ・障害者の委託相談事業所の人員体制拡充
- ・認知症高齢者安全のため衣服に貼り付けるシール配布
- ・市民後見人の養成
- ・地域医療体制充実を検討する「健康医療推進分科会」の設置
- ・市営斎場の第三告別式場を家族葬対応に改修
- ・分譲・賃貸マンション耐震改修助成の実施
- ・バス移動など市内移動実態調査の実施
- ・豪雨時の水路水位情報を市ホームページで公開
- ・空き家等対策協議会の設置

**福岡市長 大規模プロジェクトは推進する
市民犠牲のスクラップは強化する**

4月の市長選挙で誕生した福岡市政。新市政が前市政とどう違うのか、またそれ以前といわゆる「オール与党市政」とどう違うのか。最大のポイントは大型プロジェクトに対する新市長の基本姿勢です。党議員団の質疑に対し、福岡市長は「(民間)彩都(東部開発)、安威川ダム、JR新駅事業は推進する。それ以外はそれぞれ種々の経過があることから、市民への貢献、活性化、魅力増進につながるものにしていく必要がある」、また「茨木市行財政改革指針」に基づくスクラップ(市民犠牲)の

4月の茨木市長選挙後、福岡市長になってから初めての本格市議会。6月定例市議会が、6月9日から30日までの会期で開かれました。新市長の施政方針に対しては朝田充議員が代表質問にたつとともに、党議員団は、一般会計補正予算や個別議案審議でも「税金の使い道をあらためて市民の願い実現を」とうたったえました。

取り組みを強化する」と答え、旧来のオール与党政治への逆戻りを明言しました。市財政を圧迫する大規模プロジェクトは精査して見直し、市民の願いを実現することこそが求められています。

公立幼稚園に保育所機能を併設することも園化が提案され、日本共産党は反対しました。市は3歳児以降の待機児童解消策として、保育提供区域と定める5地域に1ヶ所ずつの公立幼稚園(茨木、福井、西、太田、水尾)を「こども園」に変更する条例改正を提案しました。対象となる幼稚園では、3歳児保育の導入と各歳児定員の内8名は保育が必要な子どもが通う施設となります。しかし現状でも定員いっぱいの子どもが幼稚園

に通っており、変更することで入園希望者が定員を超えた場合は抽選で決定するなど、幼稚園に入りたくない人のニーズにこたえられない施設となることが明らかになりました。さらに保育所保育を望む人にとっても、保育の質については2月までに決定するという答弁であり、入所申請児にはどのような保育が行われるかわからない中で選択をしなければならぬことも明らかになりました。

日本共産党は、幼稚園を望む人のニーズにも、保育所保育を望む人のニーズにもこたえられない「こども園」化はやめるべきと反対討論を行いました。保育所に入りたくない市民の願いにこたえるには、保育需要を正しく見積もり6年間一貫して保育できる保育施設を整備することが必要です。

市民の願いにこたえられない公立幼稚園のこども園化はやめよ



30日の最終本会議において、茨木市税の高額滞納者に対する市の対応に関して、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置動議が可決しました。各党派(党派)議員の賛否は別掲の通り。

先の3月市議会において、前市長(4月の市長選で落選)の親族が10数年間にわたり、固定資産税など約1000万円を滞納しているのに、法や条例に基づく滞納処分(差押え等)を行っていなかった事実が発覚。市議会では500万円以上の市税滞納者に対する徴収事務の監査請求を議決していました。

6月市議会前に発表された市の監査結果では、該当高額滞納者は今年2月時点で12人(法人含む)で、「関係者の関与等により、納税交渉が継続され、差押さえ等が保留されていたのではないかと思われる事例が見受けられた」等の指摘があり、共産党を含め、この実態を明らかにするよう求める質疑が相次ぎました。しかし、市側は「守秘義務」を盾に答弁を拒否したため、百条委員会の

市税大口滞納者への対応・実態解明へ市議会百条委員会を設置

- 各党派(党派)・議員の賛否
- 賛成(23) = 日本共産党(3)、自民党・絆(5)、大阪維新の会・茨木(7)、民主ネット(4)、市民フォーラム(3)、新社会党(1)
- 反対(1) = 岩本 守(無所属無党派)
- 退席(5) = 公明党(5)
- ※議長は採決に加わらず

設置が決まったものです。百条委員会は強い調査権限を持ち、関係者の出頭や記録の提出などが請求でき、偽証や正当な理由なく証言を拒否すれば禁錮刑を含む罰則があります。また、調査結果によっては告発義務も生じる場合があります。



下水道料金値上げの検討は止めよ

前・維新市政のもとでの水道・下水道事業審議会が、今年3月に提出した「下水道事業経営のあり方について(答申)」の内容が公表され、下水道使用料について、具体的な値上げの数字は示しませんでしたが、「基本使用料収入割合を上げる」「従量料金について...単価の見直しを図ること、あわせて使用料全体としては累進度の軽減」による「改定」を行う



市会議員
朝田みつる
電話(627)0176

市の責任で学童保育でのおやつ提供を

国が示している全国の学童保育の標準的な運営指針では「子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する」としていることから、茨木でも市直営によるおやつ提供の実施を求めました。市は「現在の



市会議員
畑中たけし
電話090(8447)2610

教育計画策定は現場に目を向けて行え

今年度は次期学力体力向上計画(ジャンプアッププラン)策定の年です。保護者アンケートを実施し、経済状況と学力の相関関係を調べる大阪大学大学院の調査研究をそのま



市会議員
大嶺さやか
電話090(2105)0635

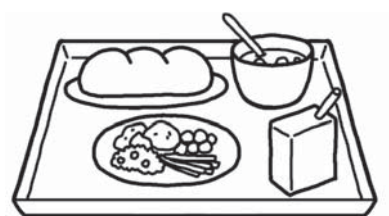
子ども等の貧困対策を政治的に利用する「解同」の策動は許さないと請願を否決

今議会では、貧困対策、子ども・若者支援策に関する請願が提出されましたが、日本共産党を含む反対多数で不採択となりました。日本共産党は請願に反対するだけでなく、貧困対策、子ども・若者支援策における解同優遇行政の是正を求め、積極的な論戦を行いました。これは、茨木市の特殊事情といえるもので、部落解放同盟は、生活環境は改善され、混住も進んだが、当該地域には生活困窮者が多い傾向にある、市民の間に当該地域への「忌避意識」があるなどといった「同和問題」が依然深刻だとする「今日の同和問題」を主張し、旧解放会館である隣保館(11のち・愛・ゆめセンター)を拠点とした「貧困対策」を実施・推進せよ、と主張しています。こんな主張に飛びついたら府下でも、茨木市の前・維新市長ぐらいのもので、昨年の9月市議会において、そのための「11のち・愛・ゆめセンター条例の一部改正」が提案されましたが、市議会はこれを反対多数で否決しました。日本共産党は、「同和問題」は基本的に解決されており、「生活困窮者」の増加は、「同和問題」ではなく、日本社会における格差と貧困の拡大・蔓延の問題として正しく捉え、①「貧困対策」や「子ども・若者等への支援策」を実施するならば、誰もが納得できる全市民的、客観的な実態把握を行うこと、②しかるべき体制を新たに組んで実施すること、③「同和問題」などではないのだから「隣保館」である「11のち・愛・ゆめセンター」を拠点施設とすることはまったく正しくない、同センターは歴史的役割を終えた施設として廃止すべきこと、と明確な対案を主張しました。

【今議会の意見書と決議】

- 日本共産党提出の
- ① 大阪府の子ども医療助成制度の拡充を求める意見書案
 - ② 国保の保険料率や減免制度の府内統一はせず、各市町村が実情に応じた制度を続けられるようにすることを求める意見書案
 - ③ 元海兵隊の米軍属による沖縄・女性死体遺棄事件に関する意見書案
 - ④ 子ども・若者とその保護者が安心して地域で過ごすことのできる施策に関わる要望決議案
- については他会派の賛同を得られず可決されませんでした。他会派提出の意見書案2件は日本共産党も賛成して可決しました。

全員で食べる中学校給食の実現を



中学校給食は全員喫食を望む市民の願いの立場で取組みを進めるよう、代表質問と委員会質疑を通じて市長の姿勢を正しました。

福岡市長は施政方針で「デリバリー方式による選択制で実施している中学校給食については、その現状を把握し今後のあり方を検討」することを表明しました。代表質問でその詳細を確認したところ、保護者アンケートをもとに検討を行うと答弁がありました。そこで市長として全員喫食を望む立場で取組むのか、委員会を確認したところ「全員喫食を目指す旨ではない、このアンケート調査を踏まえて改めて出てくるものであるというふうに認識している」との答弁に留まりました。日本共産党は前回同様のアンケートは無意味であることを訴え、市民は期待をして市長を選んだのだから市長選挙の際に述べたことをきちんと実行すべきと迫りました。

市政法律相談のお知らせ

毎月第一、第三金曜日開催

8月19日(金)
9月2日(金)
9月16日(金)

場所・時間はいずれも
福祉文化会館101号、午後6:30から

※ 専門の弁護士のアドバイスを受けながら種々相談に応じます。必ず事前にご予約下さい。

党議員団控室 621-8534

あるいは、党市会議員に直接ご連絡を